

お 知 ら せ

6. 12. 16
河 川 課
(内線 2 6 7 4)

愛媛県河川整備計画専門委員会の開催について

県が作成した、頓田川水系（今治市）、大谷川水系（伊予市、松前町）に係る河川整備基本方針（原案）及び川茂川水系（四国中央市）に係る河川整備計画（原案）について、学識経験者の意見を聴くため、標記会議を次のとおり開催（全部公開）します。

1 開催日時

令和 6 年 1 2 月 2 6 日（木曜日） 1 3 時 3 0 分から 1 6 時 0 0 分まで

2 場 所

愛媛県庁第一別館 3 階 第 3 会議室
(愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2)

3 議 題

頓田川水系河川整備基本方針（原案）について
大谷川水系河川整備基本方針（原案）について
川茂川水系河川整備計画（原案）について

4 傍 聴

(1) 傍聴の定員 1 0 人

(2) 傍聴の申込方法等

① 傍聴を希望される方は、1 2 月 2 0 日（金曜日）午後 5 時までに、電話又は F A X、メールにより、傍聴を希望する会議の名称（愛媛県河川整備計画専門委員会）並びに氏名、住所及び連絡先（電話又は F A X の番号、メールアドレス）を事務局へ連絡してください。（1 回の申込につき 1 名のみ可）

② 傍聴の申込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

③ 傍聴することができる方には、1 2 月 2 5 日（水曜日）午後 3 時までに、事務局から電話又は F A X、メールによりその旨を連絡します。

(3) 会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。（全部公開）

〔問合せ先及び傍聴申込み先（専門委員会事務局）〕

愛媛県 土木部 河川港湾局 河川課 計画係

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4 - 2

電 話：0 8 9 - 9 1 2 - 2 6 7 4

F A X：0 8 9 - 9 4 8 - 1 4 7 5

メール：kasen@pref.ehime.lg.jp

傍 聴 要 領

愛媛県河川整備計画専門委員会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴許可を受けた方は、12月26日（木曜日）13時30分までに、会場（愛媛県庁第一別館3階 第3会議室）の受付で氏名及び住所等を記入の上、事務局係員の指示に従って会場に入室してください。

（受付開始は、13時00分からです。）

2 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

なお、これらに違反する場合は、退場していただく場合があります。

- （1）会議中は、静粛に膨張することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしないこと。
- （2）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）会場において、写真、ビデオ等の撮影又は録音等をしないこと。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- （4）その他、会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- （1）会議を傍聴する方は、事務局係員の指示に従ってください。
- （2）会議を傍聴する方が上記2に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

令和6年度第1回愛媛県河川整備計画専門委員会

会 次 第

開催日時：令和6年12月26日（木）

13：30～16：00

場 所：愛媛県庁第一別館3階 第3会議室

1 開会

2 委員紹介

3 会長選出

4 議事

（1） 頓田川水系河川整備基本方針（原案）について

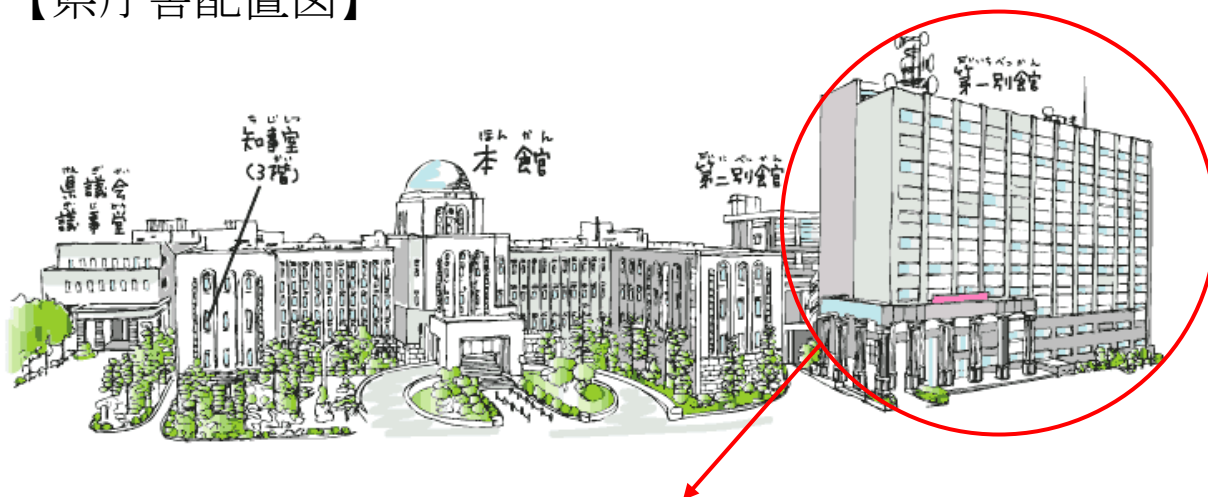
（2） 大谷川水系河川整備基本方針（原案）について

（3） 川茂川水系河川整備計画（原案）について

5 閉会

別 紙

【県庁舎配置図】



第 一 別 館

【3F】

